

慶應義塾大学学術情報リポジトリ  
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	まひはせむ：古代の略小考
Sub Title	
Author	斉藤, 充博(Saito, Mitsuhiro)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1989
Jtitle	三田國文 No.12 (1989. 12) ,p.1- 9
JaLC DOI	10.14991/002.19891200-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19891200-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19891200-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# まひはせむ——古代の賂小考——

## 一 はじめに

マヒ(幣・賂)はいわゆる万葉語で、後世の歌の中にはほとんど見られないことばの一つである。マヒを行うことをマヒナフというが、これを名詞化したのがマヒナヒであり、今日専ら賂賂の意味で用いられていることばになっている。このマヒが万葉集の中でどのように使われているか、そして、上代においてマヒをすることによってどのような意味があったのかを考察することが本稿の目的である。

## 二 旅中のマヒ

万葉集巻五の「恋男子名古日歌」の中に次の一首がある。

若ければ 道行き知らじ 末比はせむ したへの使ひ 負ひ  
て通らせ (九〇五)

左注によれば、作者未詳の歌であるが、「但以裁歌之体似於山上之操<sub>ニ</sub>載<sub>ニ</sub>此<sub>ニ</sub>次<sub>ニ</sub>焉」とあり、早くから山上憶良の作と考えられてきたことが分かる。この万葉編者の推測は、歌の内容や、用語等を鑑みるに妥当なものと考えられよう。

## 斉藤 充博

この歌の直前にある九〇四番の長歌は、作者が非常に大切に思っていた我が古日(こひ)が、その成長を羨しみにしていたのにも関わらず、思わぬ病に罹(ひ)ってしまふ。それから必死に神に平癒を願(ねが)ったけれども、験なく亡くなってしまう。これが世の中の道かと哀嘆する内容になっている。当該歌はこの長歌をうけ、既にこの世のものではなくなった息子の冥途への道行きを思い遣(わ)っているのだ。井村哲夫氏の『万葉集全注 巻第五』によれば、後生来世に転生するまでの四九日間、冥府の王の審判を受けながら旅をする中有の旅をうたったものという。このような仏教的な死生観世界観があることが認められる一方で、後で述べるように、道行きの途中でマヒを捧げる習俗は仏教以前の要素が感じられる。

万葉集には、もう一例同種のマヒをうたったものがある。これは実際の旅に際する作である。

玉梓の 道の神たち 麻比はせむ 我が思ふ君を なつかしみ  
せよ (17・四〇〇九、大伴池主)

越中守大伴家持が、正税帳使として上京するにあたり惜別の情をうたった作に対しての、池主の報贈和歌である。この歌では、マヒを

する対象として、「道の神たち」がうたわれている。一首前の長歌には彌波山の手向けの神に対して幣をまつるといふ表現があるが、「神たち」という複数形が示す通り、京への道筋には、マヒをして通らねばならなかった所が何箇所かあったのだろう。

古代の人々にとって、自分の所屬する土地を離れ、異郷を旅することは、大変な恐怖を伴ったにちがいない。それは単に、治安や衣食の確保といった人為上の問題だけでなく、信仰上の見えざる力に対する畏怖の念に基づくものであったようだ。行路の要所には、その土地を領く神もしくは精霊がいると信じられ、ここを通過する時は特定の祭祀を行い、靈威の身に及ぶのを防がなければならなかった。それを怠れば、神の怒りによって旅は妨害され、生命を奪われることさえあると考えられていた。

神や精霊が交通を妨害する話は、風土記の地名起源譚にいくつも見つけることができる。「播磨国風土記」揖保郡意此川の条では、枚方里の神尾山にいた出雲御蔭大神が、通過する旅人の半数を殺したという。同国の佐比岡や、「肥前国風土記」基肆郡姫社郷の山道川、同国神埼郡の条にも同様の伝承があった。いずれもその地を通過しようとする者の生命を奪い、交通を妨げた神もしくは精霊が、特定の祭祀者によって鎮祭され、旅の無事が確保できるようにしたという形になっている。この時どのような祭りが行われたかについては明確に記したものがない。ただ、意此川の条に、「于時、作屋形於屋形田、作酒屋於佐々山、而祭之。宴遊甚楽、即櫛山柏、挂帯垂腰、下於此川相壓、故号壓川」とあることから、酒を造り、祭場を設けて宴会を催し、山柏を腰に着けて押し合ふという特殊な所作を行っていたことが窺える。ここに記されている

る供物は酒だけだが、宴には様々な料理が供されることもあったと考えられる。

風土記の記事では、路次の神や精霊に対する祭祀は過去にあった一回限りのことのように書かれているが、おそらくその地は風土記の書かれた時代においても通過する旅人によって畏れられ、なんらかの祭祀が繰り返し行われていたのだろう。逆にそういう事実があったからこそ、かような伝説が形成されたといえる。万葉集にあるタムケをうたう歌はその系譜にある。

周妨にある 磐国山を 越えむ日は 手向よくせよ 荒らしそ  
の道(4・五六七、山口若麻呂)

かしこみと 告らずありしを み越路の 多武氣に立ちて 妹  
が名告りつ(15・三七三〇、中臣宅守)

交通の要所である峠を越える時、念入りに行わねばならないのがタムケであり、後にはそのような行為を行う場所自体をタムケというようになっている。タムケにあたっては自分の大切になっている物を献上し、神や精霊を慰撫しなければならなかった。

このような祭祀は、私的な旅だけではなく、公的な旅である行幸においてもなされていた。「播磨国風土記」飴磨郡の幣丘の地名起源伝承によれば、応神天皇がこの地に至った時、地祇に幣を奉ったことを地名の由来としている。応神天皇という実在に疑問がある天皇の時代に遡るまでもなく、律令完成以降も行幸の路次では特定の祭祀が行われていた。「延喜式」隼人司条に、遠從駕行には必ず数名の隼人を率いて、「国界及山川道路之曲」に至る毎に隼人に吠え声を出させたところ。これは交通の要所に棲む神もしくは精霊の力を抑えるための呪術的行為と考えられる。同じ「延喜式」太政官条

では、行幸の路次にある社寺への奉幣誦経を定めている。さらに神祇式臨時祭の条には路次神幣と堺祭の齋料の規定がある。<sup>(1)</sup>

行幸時祭（若不経宿不祭）

路次神幣

大社別五良薄純各一尺。絹五尺。糸一絢。綿一屯。木綿二両。  
麻五両。裏葉薦五尺。

小社別五良薄純各一尺。絹三尺。糸一絢。綿一屯。木綿二両。

麻五両。裏葉薦三尺。

堺祭

堺別倭文一尺。木綿五両。麻八両。歙二口。米。酒各四升。

鰻。堅魚各二斤。腊二斤。海藻二斤。鹽二升。瓶。坏各二口。

柏四把。食薦一枚。

ここには、供える品々の名が具体的に示されている。おそらくこれらのものは単に置くのではなく、何らかの祭祀的行為を伴っていたのであろう。土地に棲む神や精霊に対する畏怖が背景にあり、それが制度化したものが「延喜式」に記されるに至ったものと考えられるのである。

このように旅の途中に行うマヒとは、行路の安全を確保するため、交通の要所に棲む神や精霊に対して何らかの物を捧げ、靈力の発動を抑えようとする古代的精神の現れであった。先に挙げた山上億良作と擬せられる歌も、この考えと仏教思想とが融合したものを背景として持つ。

### 三 賄賂マヒノカタ

冒頭でも触れたように、マヒは動詞を作る接尾語ナフを伴い、マ

ヒナフという動詞になる。この名詞形マヒナヒは、マヒをすることという意味である。今日の賄賂という意味はこのことば自体の原義ではあるまい。

だが記紀には既に賄賂に近い意味で使われている例を見つけることができる。「古事記」応神天皇条には、天之日矛来朝由来譚があるが、その中で次のように述べられている。新羅のある賤しい夫が、日光感精によってある女が産んだ赤玉をもらい受け、恒に腰に着けていた。ある時、谷の中にあつた自分の田へ、耕作者の弁当を牛に負わせて運搬していたところ、天之日矛がこの夫をひきとめ、いいがかりをつけて投獄しようとする。夫は弁明したが許されないので、「その腰の玉を解きて、その国主の子に幣し」た。これによって夫は赦免された。

「継体紀」六年一二月条によれば、百済は任那の四県の割讓を要求する表を送ってきた。この時百済側に立って手引きをしたのが、大伴大連金村と穂積臣押山であった。この二人には「百済の賂を受けたり」という噂がたつたと記されている。領土問題に関して賄賂があつたということになる。

他にも筑紫国造磐井が新羅から「貨賂」を受け、日本軍の新羅遠征を妨害した記事や（「継体紀」二一年六月三日条）、屯倉とするための良田の献上を渋った罪で郡司を解任された大河内味張が、許しを乞うために大伴金村へ「賂」を贈った記事（「安閑紀」元年閏一二月四日条）、境部臣雄摩侶、阿曇連某が新羅の益となる計らいをしたと噂された記事（「推古紀」三一年一二月条）などを見出すことができる。いずれも賄賂としての性格が濃厚である。

古代においても賄賂の贈収は禁じられていた。しかし実際は頻繁

に行われていたようだ。たびたび賄賂を禁ずる詔勅が出されている事実がその証となる。「推古紀」一二年四月三日条のいわゆる憲法一七条の第五条は、訴訟の公平を定めたものであるが、「頃訟を治むる者、利を得て常とし、賄を見ては讞すを聴く」とあり、財ある者が官吏に賄賂することにより有利に取り扱われているという。また、「孝徳紀」大化二年八月五日条では、東国等の国司を召して治政のあり方を指導する詔を出しているが、この中にも、他人から賄賂を受け取り、私腹を肥やすことよって民を苦しめることがないよう命じる件がある。翌二年三月一九日には、これを破つた者に対する処罰の実例が見える。「天武紀」一〇年五月一日条には、宮人を恭敬し、その門に参じて自分の願いを訴え、幣（まはら）を捧げてその家に媚びる者がいるとし、これを禁じる詔がある。

律令制定後も引き続き賄賂は禁止された。律の規定によれば、「受財枉法」の罪は八虐などとともに減刑優遇が受けられない重罪とされ（名例律）、贈賄側も收賄側も刑罰の対象になることも定められている（職制律）。八虐とは謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不老、不義というかなり重い罪であるが、これと同列に扱われている点に注意したい。律の内容は、主犯格とその他の者との刑の違いや、收賄後実際に法を枉げることがあったか否かによる処置の違いが組織的に記されている。これを見る限りマヒは違法行為ということになる。

#### 四 ママヒに対する考え方

養老律はいうまでもなく、中国の法制度を模倣して作られたものであり、各条文に唐律との対応関係が指摘できる。従って律の条文

をそのまま我が国の古代人の罪惡観をはかる材料にすることはできない。ただし中国の律そのままが取り入れられたわけではなく、導入するに当たり我が国の実状に応じて改変がなされたとみられるところがある。

#### ○養老職制律<sup>54</sup><sup>(2)</sup>

凡監臨之官。強取猪鹿之類者。依強取監臨財物法。乞取者。坐贓論。受供饋者勿論。

#### ○故唐律疏議<sup>(3)</sup>

諸監臨之官。受猪羊供饋。坐贓論。強者依強取監臨財物法。

日本律の場合、部内の人から強制的に「猪鹿之類」を奪つたり、請求したりすると処罰の対象になるが、傍線を施した部分で、相手から「供饋」を受けることは問題がないとしている。それに対して唐律では「供饋」を受けること自体を罪としており、両者には根本的な相違がある。唐律に対して日本律の官吏の物の贈答に関する規制が緩やかなのは、実際に高位の官人をもてなすことが頻繁に行われていた実状を反映するものと考えられよう。例えば万葉集巻一六の三八〇七番左注にその一例を見ることができ、賄賂を贈与に限らぬとすれば、「供饋」も一種の贈賄行為になる可能性がある。贈る側もそれなりの見返りを期待するのだから、養老律の規定では民苦の一因となる賄賂の贈答を完全に抑えることはできない。

次に我が国のマヒに対する考え方を示す説話を挙げることにする。「日本靈異記」中巻二四話「閻羅王使鬼得所召人之賂以免縁」は次のような内容である。<sup>(4)</sup>閻羅王庁の使者である鬼が、檜磐島という男を連行しようとした。そこで磐島は鬼に乞われるままに食物を与え、さらに自分の家に招いて牛肉などをもてなす。

磐島云「我家有<sub>三</sub>斑生<sub>二</sub>頭<sub>一</sub>。以之進故、唯免<sub>レ</sub>我也」。鬼言「我今汝物多得食。其恩幸故、今免<sub>レ</sub>汝者、我入<sub>三</sub>重罪<sub>一</sub>、持<sub>二</sub>鉄杖<sub>一</sub>、応<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>打<sub>三</sub>百段<sub>一</sub>。……」

それから鬼は磐島と同年の別人を連れ去り、磐島は一命をとりとめたのである。この話の結末には、磐島が寺の金を借りて元手として商売をしたために命が助かったという件があるが、結局磐島が鬼に對して賂を贈ったことが延命の直接の原因である。閻羅王庁においてもマヒを受けることは重罪であるらしい。にもかかわらず、この説話全体では賂の効用を述べる形になっている。

この説話は実は「金剛般若經集驗記」救護篇一三に典拠を求めることが出来る。この方では鬼に召される男の名を寶徳玄という。徳玄は相手が鬼であるとは知らずに食料を分け与えるが、このことによつて結局は命拾いをする事になる。意識的に饗応し、延命を懇願することはない。

同じ「靈異記」中卷二五話「閻羅王使鬼受所召人之饗而報恩縁」にはマヒをしてその験を得た女の話がある。聖武天皇の御代、讃岐国山田郡に住む布敷臣衣女が病氣になったが、門前に百味を設けて「疫神に賂ひて饗」していた。鬼はこれを受けたために、衣女の命を助け、その代わりに鵜垂郡に住む同姓同名の別の女を連れ去った。閻羅王はこれを見破り、改めて山田郡の衣女を命じたが、返すことになった鵜垂郡の衣女の体は既に荼毘に付されていた。そこで山田郡の衣女の肉体を与えることにした。この結果、蘇生したこの女は、山田郡、鵜垂郡双方の家の財産を手に入れたという。

備<sub>レ</sub>饗<sub>レ</sub>賂<sub>レ</sub>鬼、此非<sub>二</sub>功虛<sub>一</sub>。凡有<sub>レ</sub>物者、猶可<sub>二</sub>賂饗<sub>一</sub>。

という結びの表現は明らかに賂饗の効用を述べ、奨励している。こ

の話の典拠となった「冥報記」下、魏郡馬嘉運にはこの様な賂を奨励する件はない。

これらの相違はやはり我が国のマヒに對する考え方が反映されたものと考えられよう。つまり、我が国ではマヒは必ずしも悪徳ではなかったのである。閻羅王の使者の鬼に、マヒを施すことによつて冥府に導かれることを許してもらおうというのは、仏教教理の本道ではあるまい。「延喜式」に道饗祭祝詞の詞章があるように、神や精靈に饗するのは日本古来の神祭りの形式であった。

神に物を供える場合、次の二通りの精神がある。一つは予め神に物を供え、結果が現われる前に神の勤勞に報いるという考え方であり、もう一つは、これだけのことをしてくれたら、これだけの物を供えます、という一種の交換条件に基づく契約をしてから物を供える方法である。後者は立願の精神ともいえる。折口信夫によれば、我が国の古い考え方は前者の方であり、立願の精神は後發的だという。将来現われる結果とは無関係に神に予め物を供え、今後の神の勤勞に前もつて報い、実際に驗あつた後、再度お礼の供物をするというのが我が国の信仰上の特質であつた。

立願の精神は「延喜式」祝詞に既に見えている。何かを願う者がその思いを昂揚させるのは事成る前の時点である。切実な願いが高まれば高まるほど、神に對して確固たる約束をとりつけようとする。そこに神との契約が生じると一応は考えることができる。ただ、これにはそうした感情の上での問題に止まらず、より深い信仰生活の変化を考える必要がある。神を畏れ、常に神前で跪拝していた生活から、律令を規範とする古代的法治国家になつたことも関与する。さらに仏教の導入と定着の過程で、古来の国の神の権威が

失墜したことも考えておくべきだろう。こうした様々な要因が働き信仰形態を変化させていったのであろう。

我が国の古い供物のありかたとマヒは相通じる所がある。マヒはあくまで神の将来の勤労に予め報いるために必要な方法であり、これを怠れば神の怒りに触れることもあった。それが賄賂という意味を帯びる以前のマヒであったと考えられる。マヒといふことばの持つ古い意味が、大陸文化の摂取の後、マヒに対する微妙な感覚の遠いを生じさせた原因といえよう。

これまでに述べたことを纏めるならば、古代におけるマヒは次の二つに分類することができる。

一つは、路次の神もしくは精霊に、旅の安全を確保するために供饌、奉幣することである。ここで祀られる神の格は決して高くはないが、十分な祭祀を怠れば命をも奪う恐ろしい神、精霊であった。マヒをすることは必要不可欠の呪的行為であった。

二つには、政治的あるいは個人の利益追求のために、特定の人物に財貨や饗応を施すことによって、便宜を計つてもらうためのマヒである。これはいわゆる贈賄行為である。法制度上は厳しく禁止してはながら、実際には一部禁止規定が曖昧な点があり、説話ではこの種のマヒを奨励さえしていた。

この二つは一見別ものように思われるが、実は同じものの二つの姿である。すなわち、マヒを施す対象が、神や精霊ならば前者に、人間ならば後者になるわけである。両者の底流にあるのは我が國の供物に対する古い考え方であった。

## 五 歌謡としてのマヒ

次に、再び万葉集に現われるこれまで述べてきたのとは別のニュアンスをもつマヒについて考察する。

本論の前半で触れた道の神に対するマヒを歌う例では、生死の別はあるが、いずれも別離に際しての哀感をうたっていた。これらとは性格の異なるマヒの例を挙げていこう。

### 湯原王月歌二首

天にます 月読をこと 幣ははせむ 今夜の長さ 五百夜継ぎこそ(6・九八五)

はしきやし 間近き里の 君来むと おほのびにかも 月の照りたる(6・九八六)

湯原王は志貴皇子の子ということに分かるが、生没年未詳の人である。集中に一九首の歌を残すが、このうちには卷三の三七六、三七七番のごとく宴席の作であることが分明であるものや、前掲九八五番のように題詠と考えられる作が含まれている。この歌は卷六での排列上、天平五年前後の作と考えられる。天平時代以降は集中に宴席歌が数多く見られるようになる。また題詠は漢詩の影響のもとに始められたものと考えられるが、宴席で歌題が出されそれに応じて詠出がなされることは、このころ既に行われていたようである。するとこれも月見の宴などの機会に作られた歌とも考えられる。酣となった宴がいつまでも続き、終わることのないように、つまり夜が明けぬようにと願った歌といえる。そして擬人化した月に対してマヒをしようとうたっているのである。月を擬人化する背景には、神代紀に見える月読命(月弓尊、月夜見尊)を考えておく必要もあ

るが、歌の調子からは、神に対する祭祀という感覚は薄い。むしろ宴席での景物としての月に向かって戯れにうたいかけている歌と見る方が適当ではなからうか。

#### 詠霍公鳥一首并短歌

うぐひすの 卵の中に ほとぎす ひとり生まれて 己が父  
に 似ては鳴かず 卵の花の 咲きたる野辺ゆ 飛び翔り 来  
鳴きとよもし 橋の 花を居散らし ひねもすに 鳴けど聞き  
良し 幣はせむ 遠くな行きそ 我がやどの 花橋に 住み渡  
れ鳥(9・一七五五)

#### 反歌

かき霧らし 雨の降る夜を ほとぎす 鳴きて行くなり あ  
はれその鳥(9・一七五六)

これは高橋虫麻呂歌集にあったと考えられる歌で、虫麻呂自身の作であるとするのが通説になっている。作歌時期、作歌事情については知ることを得ないが、『萬葉集年表第二版』では、養老年間の作と位置付けている。<sup>(6)</sup>しかし、これに先行する一七四七番が天平四年(七三二)三月の作と考えられ、もう少し時代が下がる可能性がある。また歌の内容上、やどに来鳴くほととぎすの詠は天平以降に宴席を中心としてとりあげられた題材であることから、この歌も天平の初期に作られたと見て大過なからう。すると前の例同様、宴席で一つの興として詠出されたものと考えられることもできる。

この歌でもマヒをしようという対象は、神ではなく、ほととぎすという一つの景物なのである。この鳥は立夏の時期に特に注目された季節の景物であり、これをうたうための宴会が行われることもあった。橋との取り合わせという形式も、庭園に訪れるほととぎすを

詠む場合の常套だった。

以上二つのマヒの歌の例はどちらも離別等の深刻な状況で作られたものではなく、月やほととぎすといった歌の景物に対して、戯れにうたいかけた、明るい気分を持った歌といえる。道の神に対する慰撫という切実な想いはなく、風流心から発した表現がこれらにはある。

## 六 宴席で使われるマヒ

これらをふまえた上で、今度は宴席での作であることが明らかになっている例を取り上げよう。

同月十一日左大臣橘卿宴右大弁丹比国人真人之宅歌三首

我がやどに 咲けるなでしこ 麻比はせむ ゆめ花散るない  
やをちに咲け(20・四四四六)

右一首丹比国人真人寿左大臣歌

麻比しつづ 君が生ほせる なでしこが 花のみ問はむ 君な  
らなくに(20・四四四七)

右一首左大臣和歌

あぢさあの 八重咲くごとく 八代にを いませ我が背子 見  
つづしのはむ(20・四四四八)

右一首左大臣寄味狭藍花詠也

題詞によれば、天平勝宝七歳(七五五)五月十一日に右大弁丹比国人真人宅で行われた宴で作られた作品である。宴席に参集した人物は、主人丹比国人と正客と考えられる橘諸兄以外の名を知ることができないが、当然それ以外にも、この贈答を見聞きしたものがあつたはずである。



丹比国人は、統日本紀によつて経歴をたどると、天平八年（七三六）正月に正六位上から従五位下に昇り、その後宮子と聖武天皇の崩御に際して、それぞれ御装束司を担当している。天平宝字元年（七五七）六月には、従四位下摂津大夫まで昇りながら、同年七月のいわゆる橘奈良麻呂の乱に参加した罪で伊豆国へ流されている。奈良麻呂の乱参加という事実から、丹比国人と橘氏との關係に密なるものがあつたことがうかがえる。

この日の宴会には丹比国人のように、橘氏との親交の深い者どもが参集したのであろう。この中に大伴氏が入つていたことは大いにありうることであり、家持の姿もその中であつたに違いない。すると前掲の四四四六～四四四八の贈答は、そういつた人々の前で披露された歌と考えられる。

ところで、四四四六番では、マヒが行われている対象はなでしこの花である。このなでしこはおそらく宴会場から見える位置に實際にあつたのであろう。その花に対して、散るな、いよいよ若返つて咲け、といいかけている。矚目の歌でありながら、左注に寿歌とあるのは、なでしこの花に托して正客橘諸兄の長寿を寿いでいるのであろう。諸兄はこの時七二歳で、当時としてはかなりの高齢であつたようだ。事実翌々年には亡くなつてゐる。老齡の賓客に対する挨拶の意味が込められた、その場にあつた寿歌であつた。

この歌に使われているマヒは、庭園内に植えられたなでしこの花に対して贈らうとしてゐるのであり、信仰上の真摯な雰囲気とは性格が異なる。季節の花にマヒをするというのは、前にも述べたように、風流心に基づくと考えられるが、本来このことばが別離の悲哀を表現する強い意味を持つていたことを勘案すると、宴席の場でこ

のことばが使われることは、かえつて滑稽感を引き起こすことになつたかもしれない。

この一連の宴席歌については、四四四七番の理解をめぐつて、解釈が分かれる所である。字句を直して合理的に読み解こうとする態度は、一応避けるべきであるという考えと、マヒということばの持つ性格を考えると次の様な解釈も成り立つのではなからうか。

四四四六は丹比国人がなでしこの花に托して、諸兄の長寿を願う歌になつてゐた。ところがこの歌にマヒをすることがうたわれてゐる。なでしこイコール諸兄であるのだから、丹比国人が諸兄にマヒをしようということにもなる。作者の目ざしている歌の意味とは離れるが、宴会の雰囲気から、そのように解釈されることも可能だつたのだから。実際に二人の間でマヒがやりとりされたか否かはここでは無關係である。ただ律令によつて禁じられてゐる賄賂をも意味するマヒということばを衆目の前で言つてのけた所に滑稽が生じたわけである。

四四四七はこの宴会の雰囲気をふまえて作られた和歌であり、その理解することによつて、「君」ということばの繰り返しが招く不自然さも解決できる。すなわち、表の意味としては、あなたがマヒをしながら育てあげたというなでしこの花、その花ばかりに問いかけるあなたではないことです。きつと他の花にも問いかけていることでしょう。ということになる。国人の歌に含まれる滑稽を感じたのであろう。国人は自分のことをなでしこに例え、それに向かつてマヒをしたというが、マヒをした相手はなでしこ（諸兄）だけではなく、他にもあるであろうと答えたのである。相手の言いかけを

はぐらかす女歌の形をとっているのも、戯歌としての性格を表すものと考えられる。

寿歌に対する正式の礼は、四四四八においてなされている。国人がなでしこの花を用いて諸兄を寿いだのに対し、諸兄もまた国人の長寿を味狭藍の花に托して願っていることになる。四四四六と四四四八は対になるものであり、諸兄は宴会の雰囲気に応じて二段階の返歌を行ったと考えることができる。従来の説では、この三首を関連付け連続した贈答の応酬とみる見方がないようだが、三首は連続しているからこそ意味を持つというのが筆者の考えである。この日の宴会では他にも多くの歌が発唱されたはずだが、この三首が最も印象に残る贈答であり、万葉編者の筆をとらせたのであろう。

## 七 まとめ

以上マヒという歌語の個々の用例を挙げながら、マヒの古代的な意味およびそれに対する人々の考え方と、奈良朝の宴会において使われている戯笑性を含んだ意味とについて、遠回りをしながら論じてきた。宗教的呪術的な意味を本来有していたことばが、万葉の時代に文芸の用語になった一例を示すと考えられる。しかし、結局歌語としては定着せず、後代には受け継がれることなく終わってしまったことばであった。

### 注

- 1 引用は国史大系本による。括弧内は原文では割注。
- 2 日本思想大系『律令』、岩波書店、による。
- 3 『倭漢比較律疏』、廣池千九郎、広池学園出版部、による。
- 4 以下の「日本霊異記」の引用は、岩波日本古典文学大系による。

6 5 「祝詞」『折口信夫全集ノート編』第九巻、による。  
土屋文明氏、昭和五年、岩波書店

(さいとう みつひろ)